

パブリックコメントにおける意見等の概要及び市の考え方

1 募集期間

令和4年11月16日（水）から令和4年12月15日（木）まで

2 閲覧方法

- (1) 窓口（住宅課、行政情報コーナー、各地区地域づくりセンター）
- (2) 市ホームページ

3 実施結果

- (1) 件数
1件（1人）
- (2) 提出方法
ファクシミリ 1件（1人）
- (3) 意見等に対する対応

| 区分 | 内容 | 件数 |
|------------|----------------------------|----|
| ア 反映する意見 | 意見等の内容を反映し、案を修正したもの | なし |
| イ 趣旨同一の意見 | 意見等の同趣旨の内容が既に案に盛り込まれているもの | なし |
| ウ 参考とする意見 | 案を修正はしないが、施策等の実施段階で参考とするもの | 1件 |
| エ 対応が困難な意見 | 対応が困難なもの | なし |
| オ その他 | 案の内容に関する質問等 | なし |

4 意見等の概要及び市の考え方

| No. | 項目 | 意見等の概要 | 市の考え方 |
|-----|--|---|---------------------------------------|
| 1 | 2 調査の方法 (2) 立入調査等 3 空き家及び空地に対する措置 (1) 命令に対する意見陳述のための手続き | 左記2項目の文中に「法に定める空き家への…」とあるが、「空き家」を「空家」に変更するべきでないか。 | 【ウ 参考とする意見】 新たな条例では用語の定義に明記する予定です。 |

建設環境委員協議会における意見等の概要及び市の考え方

1 日時

令和4年11月15日

2 意見等に対する対応

| 区分 | 内容 | 件数 |
|------------|----------------------------|----|
| ア 反映する意見 | 意見等の内容を反映し、案を修正したもの | なし |
| イ 趣旨同一の意見 | 意見等の同趣旨の内容が既に案に盛り込まれているもの | なし |
| ウ 参考とする意見 | 案を修正はしないが、施策等の実施段階で参考とするもの | なし |
| エ 対応が困難な意見 | 対応が困難なもの | なし |
| オ その他 | 案の内容に関する質問等 | 1件 |

3 意見等の概要及び市の考え方

| No. | 項目 | 意見等の概要 | 市の考え方 |
|-----|----|---|--|
| 1 | | 平成27年に法が施行されてから7年間動きがなかったのは、その間は法に合わせなくても大丈夫であったということか。今回行うのは追加する必要性が生じたということか。 | <p>【オ その他】</p> <p>法及び条例の範囲内で空き家等の対策を行ってきましたが、空き家や空地を取り巻く環境が大きく変化していることから、今回、対策を一步進めるため、条例改正するものです。</p> |